

特例制度対象施設証明書

施設名	
所在地	
上記の施設が教育職員免許法施行規則附則第8項第3号ハに定める施設に該当する期間	

上記の施設が、教育職員免許法施行規則附則第8項第3号ハに定める施設に該当することを証明する。

(証明日) 年 月 日

(証明者) 板橋区 子ども家庭部 保育運営課 保育施設計画係

印

板橋区は、令和4年7月1日から児童相談所設置区として、児童福祉施設の設置認可事務等を行っているため、板橋区子ども家庭部長を証明者として本証を作成する。